

## 健康支援事業（食生活支援事業）の概要

市町村の要望に応じて、法人等が応急仮設住宅等の入居者に対し、食生活の悪化を予防し栄養改善を図るため、管理栄養士等による相談・指導を実施した場合に補助金を交付するもの。

- 1 対象者 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借り上げを含む）等に入居する被災者
- 2 事業期間 平成23年度から平成27年度まで（5か年事業）
- 3 事業内容
  - (1) 栄養相談会
    - ① 対象者 応急仮設住宅等の入居者（1回あたり20～30人程度）
    - ② 実施内容（例）
      - ・望ましい食生活の講話。手軽な調理方法でバランスよく食べる方法など
      - ・調理方法の紹介，調理デモンストレーション
      - ・日常の食生活について参加者間の意見交換や相談
  - (2) 戸別訪問による栄養・食生活相談
    - ① 対象者 応急仮設住宅等の入居者のうち、特に低栄養が懸念される者、生活習慣病予備群など食事管理が必要な者など。
    - ② 実施内容（例）
      - ・食事内容，健康状況，食料の調達状況，調理器具の使用状況，衛生状態等の確認
      - ・栄養不足や過多の説明，バランスのとれた食事への改善策を具体的に指導（エネルギー量，野菜，塩分などの適切な摂取量 ほか）
- 4 事業主体 法人等（公益法人，NPO法人，任意団体，企業）
- 5 補助対象経費  
市町村からの要望により，法人等が当該事業を実施するのに必要な経費（人件費，旅費，事務費等について予算の範囲内）
- 6 補助率 10 / 10

### 【健康支援事業スキーム】

